

矯正管区長
行刑施設の長

受刑者の優遇措置に関する訓令を次のように定める。

平成18年5月23日

法務大臣 杉 浦 正 健

受刑者の優遇措置に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、受刑者の優遇措置を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(刑事施設の長が定める処遇)

第3条 刑事施設の長は、規則第52条第2号に掲げる処遇を定める場合には、同号に例示する処遇を除き、矯正局長の認可を受けなければならない。

(優遇区分の指定又はその指定の変更)

第4条 規則第53条第2号から第4号までの規定により優遇区分を指定し、又は優遇区分の指定を変更するに当たっては、次の各号に掲げる優遇区分に応じ、それぞれ当該各号に定める受刑者を指定するものとする。

- (1) 第1類 受刑態度が特に良好である受刑者
- (2) 第2類 受刑態度が良好である受刑者
- (3) 第3類 受刑態度が普通である受刑者
- (4) 第4類 受刑態度がやや不良である受刑者
- (5) 第5類 受刑態度が不良である受刑者

(優遇区分の評価事項)

第5条 前条の指定は、次に掲げる事項を総合的に評価して行うものとする。

- (1) 日常生活等の態度
- (2) 賞罰の状況
- (3) 作業への取組状況
- (4) 各種指導への取組状況

(5) 資格の取得状況

(規則第53条第6号に規定する法務大臣が定める事由)

第6条 規則第53条第6号に規定する法務大臣が定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 反則行為をした場合において、心身の状態を考慮して懲罰を科されていないこと。

(2) 懲役受刑者について、休養により作業を行っていない日を合算した日数が60日を超えていること。

(優遇区分の告知)

第7条 刑事施設の長は、優遇区分を新たに指定したとき、前の優遇区分と異なる優遇区分を指定したとき、又は優遇区分の指定を変更したときには、速やかにその旨を受刑者に告知するものとする。

(作業報奨金の釈放前支給)

第8条 刑事施設の長は、受刑者が法第89条第2号に掲げる処遇を受けるための自弁の物品の購入を目的として、法第98条第4項の規定による作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合において、その者の領置金の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その申出の額の全部又は一部を支給するものとする。

(自弁の物品の内容)

第9条 刑事施設の長は、規則第54条第1項第3号、同条第2項第2号及び同条第3項第2号に掲げる食料品及び飲料並びに嗜好品について、毎回、その回に摂取を許す品名及び数量を定めるものとする。

(優遇区分の表示)

第10条 刑事施設の長は、必要に応じ、受刑者ごとの優遇区分を表示するため、標章の交付その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。

附 則〔平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則〔平成23年法務省矯成訓第3001号大臣訓令〕

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。